

伊藤 ゆきひろの ちょこっとタイム

<No.110号> 2020年 5月1日 発行

ごあいさつ

パンデミックなどどこ吹く風…のように春本番の花々は力強く咲き誇っています。が、テレビニュースや情報紙もコロナ禍一辺倒、著名人の罹患訃報が一般庶民の私共に大きなショックを与えていました。

緊急事態宣言発令による都市封鎖や急激な移動縮小による需要急減の怖れから、原油価格が大幅な急落。ゴールデンウィーク直前、旅行や外出に胸を弾ませた頃は何と幸福だったことかと、今更ながら平穏無事に感謝の念を抱きます。

この充電期間に家族とふれあい、今一度丹念に生活を見直し、理解を深める機会となればと考えます。

またこの極限の緊張と不安の中、命懸けで働く医療従事者の方々に、心からの敬意と感謝を表します。

さて、本市もこの事態を受け5月13日、臨時議会が招集され、コロナ感染症関連に伴う補正予算の審議が行なわれます。市議会としても先に対策支援本部を立ち上げ、全会派提出の提言を取りまとめた上、要望書を策定・提出しました。治療薬がない現況ですが、私共にも今できることは絶対にあるはずです。個々が自覚を持ち、逸早い終息を勝ち取りましょう。

歳時記

5月 1日 (金) 八十八夜

3日 (日・祝) 憲法記念日

4日 (月・祝) みどりの日

5日 (火・祝) こどもの日・立夏

10日 (日) 母の日

20日 (水) 小満



刈谷市議会議員

刈谷市一里山町金山100番地 (トヨタ車体労働組合内)	
Tel	0566-36-3870
Fax	0566-36-6272
E-mail	itou@bwcom.or.jp
HPアドレス	http://y110.jimdo.com



4月のフットワーク

新型コロナウィルス感染症拡大による支援情報

新型コロナウィルス感染拡大に伴なう、国・県・市が実施する個人や事業所向けの助成や融資の支援についてお知らせします。詳細は各所管のホームページをご検索下さい。
(4月末時点の情報であり、今後変更されることもあります)

給付 貸付 拡充	助成事業名	助成内容	対象	受付窓口												
● ●	雇用調整助成金 特例措置	事業主が一時的に休業を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成。 (2020/4/1～6/30までの休業等に適用)	全事業主	県労働局 ハローワーク												
●	持続化給付金	中堅企業・中小企業・小規模事業者フリーランスを含む個人事業者および医療法人・農業法人・NPO法人・社会福祉法人など、売上が前年同月比50%以上減少している事業者への給付金。 法人⇒200万円 個人事業者⇒100万円	資本金10億円以上の大企業を除く法人・個人事業者	調整中												
●	小学校等休業対応 助成金・支援金	小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応する事業者への給付支援。 (2020/2/27～6/30までに取得した休暇に適用) 休暇中に支払った賃金相当額×10/10を給付 ※日額上限8,330円(大企業・中小企業ともに同様)	子どもの世話をを行うことが必要な労働者に対して有給休暇を取得させた事業主	学校等休業 助成金・ 支援金 センター												
●	働き方改革推進 支援助成金 (テレワーク)	小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代の委託を受けて個人で仕事をする人への給付支援。 1日あたり(定額)4,100円を給付	子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	学校等休業 助成金・ 支援金 センター												
●	働き方改革推進 支援助成金 (テレワーク)	新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対し、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。 <table border="1"><tr><th>成果目標の達成状況</th><th>補助率</th><th>1人あたりの上限額</th><th>1企業あたりの上限額</th></tr><tr><td>達成</td><td>3/4</td><td>20万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>未達成</td><td>1/2</td><td>10万円</td><td>100万円</td></tr></table>	成果目標の達成状況	補助率	1人あたりの上限額	1企業あたりの上限額	達成	3/4	20万円	150万円	未達成	1/2	10万円	100万円	新たにテレワークを導入した中小企業事業主等	テレワーク 相談 センター
成果目標の達成状況	補助率	1人あたりの上限額	1企業あたりの上限額													
達成	3/4	20万円	150万円													
未達成	1/2	10万円	100万円													
●	ものづくり補助金	新規品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 中小事業者:1/2、小規模事業者:2/3 補助 給付上限額 原則1,000万円	全国・全業種の中小・ 小規模事業者 等	ものづくり 補助金 事務局												
●	小規模事業者 持続化補助金 (コロナ特別 対応型)	小規模事業者が新型コロナウィルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組みを支援。 補助率:2/3 補助 給付上限額:100万円	小規模事業者 等	商工 会議所												
●	固定資産税等 の軽減	売上高の対前年同期比減少に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置。 (2020/2月～10月までの任意3ヶ月間) 減少率 30%以上50%未満⇒1/2 50%以上減少⇒全額 減免	中小企業・ 小規模事業者	市区町村												
● ●	新型コロナ ウィルス 感染症特別貸付	一時的な業況悪化を来たした事業者への貸付支援。 担保:無担保金利:当初3年間 基準金利▲0.9%引き下げ (中小事業1.11%→0.21% 国民事業1.36%→0.46%) 更に、商工中金による危機対応融資「特別利子補給制度」の適用を受ければ、 実質3年間は金利が0% 融資限度額(別枠): 中小事業3億円、国民事業6,000万円 (利下げ限度額は、中小事業1億円、国民事業3,000万円) 貸付期間: 設備20年以内、運転15年以内(据置期間は5年以内)	最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較し5%以上減少した方	日本政策 金融公庫 事業資金 相談 ダイヤル												
● ●	セーフティ ネット保証 (4号・5号)	経営の安定に支障が生じている事業者への資金繰り支援 一般枠(2.8億円)とは別枠で最大2.8億円の借入債務を 4号は100%保証、5号は80%保証	売上高が前年同月比、 4号は▲20%、 5号は5%以上減少している中小・小規模事業者	市区町村 で認定												
● ●	危機関連保証	経営の安定に支障が生じている事業者への資金繰り支援 セーフティネット保証2.8億円に加え、更に2.8億円の 借入債務を100%保証	売上高が前年同月比、 ▲15%以上減少する 中小企業・小規模事業者	市区町村 で認定												

次頁に続く ➔

4月のフットワーク

→ 次頁からの続き

	給付 貸付 拡充	助成事業名	助成内容	対象	受付窓口
国の支援 「個人向け」	●	特別定額給付金	家計への支援として一人一律10万円を給付。	4月27時点で住民基本台帳に記録されている人	市区町村
	●	子育て世帯臨時特別給付金	子育て世帯の生活支援として、児童一人につき1万円を上乗せ給付。	児童手当を受給する世帯	市区町村
	●	住居確保給付金	休業などで収入が減った方への住居費を支援するもので、失業した人と同じ程度に収入が落ち込んだ人やフリーランスにも対象を広げ、自治体が原則3か月間、一定額を上限に家賃を給付。	休業などで収入が減り家賃が払えなくなった人	市区町村
	●	修学支援新制度	家計が急変し、その後の所得の見込みが修学支援新制度の要件を満たせば、給付奨学金及び授業料減免等が適用される。	家計が急変した学生や短大生、高等専門学校などに通う学生	各学校
	●	公共料金支払い先延ばし支援	電気・ガス料金：1か月延長 電話料金：5月末まで延長 水道下水道料金：各自治体独自に対応 NHK受信料：近い放送局が相談に応じる	公共料金の支払いが難しくなった人	各支払先
	●	生活福祉資金貸付緊急小口資金	休業等によって一時的な資金が必要な方への貸付 学校等の休業、個人事業主等の場合⇒20万円以内、 その他の場合⇒10万円以内 償還期限：2年以内 貸付利子：無利子	一時的な資金が必要な人	社会福祉協議会
	●	生活福祉資金貸付総合支援資金（生活支援費）	失業によって生活困窮された方への貸付 二人以上の場合は⇒月20万円以内 単身の場合は⇒月15万円以内 償還期限：10年以内 貸付利子：無利子	生活の立て直しが必要な人（主に失業された方）	社会福祉協議会
	—	休業手当	会社の都合で休業することになった労働者は、事業主より正規・非正規を問わず平均賃金の6割以上の「休業手当」を受け取ることができます。	会社都合で休業することになった人	事業主
	—	傷病手当金	企業などで働く人が新型コロナウイルスに感染し、療養のため4日間以上仕事を休み、収入が得られなくなった場合に「傷病手当金」を受け取れます。但し、職場で他の人が感染したために休業した場合は対象となります。	けがや病気で療養のため4日間以上仕事を休んだ人	健康保険組合
	●	新型コロナウイルス対策協力金	県の休業や営業時間短縮の要請に対し要請期間中、協力頂ける事業者に協力金を交付。1事業者あたり50万円を給付。	刈谷市内の中小企業者個人事業主・NPO法人等	商工業振興課
刈谷市独自の支援	●	雇用安定支援事業補助金	国の「雇用調整助成金」の一部補完および国への助成金申請に係る費用の一部を補助。	雇用調整助成金の支給決定を受ける市内事業所	商工業振興課
	●	信用保証料扶助制度	愛知県信用保証協会の保証により融資を受けた中小企業者に対し、必要になった信用保証料を補助（補助率及び限度額拡充）	刈谷市内において営業する個人・会社等	商工業振興課
	●	水道料金及び下水道使用料を減額	市民の経済的な負担軽減を目的に、水道基本料金及び下水道基本使用料を免除。2020年5月請求分～4ヶ月分	水道及び下水道を使用している世帯及び事業者	水道課
	●	放課後児童クラブ利用者負担金免除	小学校臨時休業（3月2日～）の対応期間を無料とする。（なお、春休みは通常運用）	児童クラブ入会登録者	子育て推進課
	●	市営住宅の提供	解雇等で住居の退去を余儀なくされた方への市営住宅の提供。 6部屋 入居期間 2ヶ月以内（事情により最長1年まで延長）	3か月以上刈谷市に在住または在勤している方	建築課
	●	地方税納付の猶予	新型コロナウイルス感染症に関連し、納税が困難な状況に至った場合、納付の猶予制度がありますのでご相談ください。	刈谷市民および刈谷市内において営業する個人・会社等	納税課

刈谷市議会は『新型コロナウイルス感染症対策支援本部』を設置

愛知県知事より、緊急事態宣言が発出されたことに鑑み、刈谷市議会災害対応マニュアルに基いて、4月14日午前9時、刈谷市議会として対策支援本部を設置しました。

4月22日、市議会として市対策本部長である市長に各会派から出された要望を取りまとめ6項目の提言書を提出。

→ 積極的な広報・相談体制強化・緊急経済対策・終息時期の景気浮揚策・学校休業再開時へのリスク対応、不急事業の見直し等々を提言

我が市民クラブ会派も、31項目の対応を議会対策支援本部会議へ提出。
事業継続・生活支援、医療機関・福祉施設等の支援、学校教育のリカバリー、終息時の施策等。

伊藤ゆきひろの ちょこっと情報 !!



刈谷 良いトコ♪



4/1発行の<No.109>の答えは、野田町のKATCHキャッチネットワーク社屋に設置されたアンテナでした。見晴らしの良い農地の中、碧海五市の通信をサポートしています。



「学校」への招待☆(Chapter2)

通常なら、長期連休が待ち遠しい学校…今年は、その再開を待ち望む毎日です。日本は義務教育制度により識字率は100%ですが、世界では7億人以上の人々が文盲、15歳以上の6人に1人は、文字の読み書きや理解ができない状況です。

メソポタミアでは既に紀元前3千年紀、“エドゥバ（粘土板の家）”と呼ばれる学校が存在し、役人育成のため読み書きや計算を教えていました。日本でも大陸文化を取り入れるため様々な知識人を招聘し、漢学・儒教・仏教等を学んだ奈良時代、官吏養成を目的とした大学寮が都に、国学が各地方に設置されて行きます。

その後一族のための私学が形成され、平安期に入ると日本独自の思想が根付き近世には江戸の安定した政権下で各藩が藩校を組織すると共に、寺子屋など読み書き算盤を教える文化が醸成されたため、日本は国際的に類を見ない識字率を確保し、発展した文化都市を形成することができました。但し江戸時代の教育は身分ごとに武士或いは農民として、それぞれの教育に系統化されて行きましたが、時代が進むと共に、商人や町人・農民に関わらず一般庶民にも計算他の基礎教育が必要となり、僧や浪人を教師とした寺子屋はますます盛んになって行きました。

5月の行事予定

- 5月 7日（木）臨時議会議案説明会
- 8日（金）議会運営委員会
- 12日（火）土地開発公社理事会
- 13日（水）臨時議会
- 22日（金）6月定例議会議案説明会
- 29日（金）議会運営委員会

“まじめにコツコツ、即行動”頑張ります!!

